

正しいはかりを使用しましょう

計量法第16条では、取引又は証明に使用するはかりや分銅、おもりは、「検定証印」又は「基準適合証印」が付されたものでなければならないと規定しています。



2024.1

「検定証印」

2024年1月に検定を受けて合格したことを表しています。



2024.1

「基準適合証印」

大臣が指定した者が製造し、2024年1月に基準適合証印を付したことを表しています。

取引とは・・・有償、無償を問わず、物又は役務の給付を目的とする業務上の行為。

証明とは・・・公に又は業務上他人に一定の事実が真実である旨を表明すること。

定期検査は必ず受検してください！

計量法第19条では、**取引**又は**証明**に使用するはかりや分銅、おもりは、2年に1回行われる定期検査を受けなければならないと規定しています。

なお、検定証印又は基準適合証印を付した年月（検定証印又は基準適合証印の隣接した箇所）に付されています）から1年以内の定期検査は免除されます。

また、計量士と直接契約をして検査を受けることにより、県知事が行う定期検査が免除される「定期検査に代わる計量士による検査（代検査）」制度もあります。



← 定期検査に合格したはかりには、合格したことを証明するシールが貼られています。前回の定期検査は2022年でしたので左記のシールが貼られています。

注意！ 定期検査で不合格になったはかり等は取引・証明に使用できません。

検査の対象となるはかりの例

- ・ 商店、露店、行商などで商品の売買に使用するはかり
- ・ 病院、薬局等で使用する薬の調剤用のはかり
- ・ 病院、学校、保育園等で健康診断や公の機関への報告用として使用する体重計
※出生体重の計量も証明行為であり、検定証印が付された体重計が必要です。
- ・ 運送業者等が貨物運賃の算出用に使用するはかり（取次店も含む）
- ・ 農業、漁業等の生産者がその生産物等の売買又は出荷のために使用するはかり
- ・ 工場、事業所等が原材料の購入や製品の販売、出荷のために使用するはかり
- ・ 納品検収用に使用するはかり

お問い合わせ先 新潟県計量検定所 業務課 TEL 0256-36-2244

はかりの定期検査について

2024年度は、下記検査日程の市町村で、はかりの検査が行われる予定です。
新潟県では、はかりの検査を一般社団法人新潟県計量協会に委託する予定です。

- ① 検査のご案内は、新潟県計量協会から2週間程前に“はがき”が届きます。
 - ② 検査手数料は、当日現金でお支払いいただきます。
- なお、その場で領収書をお渡しします。

今回の業務を委託する予定の新潟県計量協会は、国家資格である計量士の資格を有し、専門的な知識や経験が豊富な職員が検査を行います。皆様のご理解とご協力をお願いします。

検査日程（現時点での予定であり、今後変更がある可能性があります。）

市町村名	検査日程	市町村名	検査日程
阿賀町	5月9日～5月15日	加茂市	7月22日～7月29日
聖籠町	5月16日～5月17日	魚沼市	8月1日～8月20日
阿賀野市	5月20日～5月24日	湯沢町	8月22日～8月23日
胎内市	5月27日～5月29日	村上市	9月2日～9月20日
五泉市	6月3日～6月12日	関川村	9月24日
南魚沼市	6月17日～6月28日	粟島浦村	9月30日～10月1日
新発田市	7月1日～7月17日	佐渡市	10月7日～10月25日

ただし、土・日曜日、祝日及び8月12日から8月16日は除きます。

検査手数料

	種類	能力	金額
電は 気か 式り		100kg以下	1,400円
		250kg以下	1,900円
		※ 500kg以下	2,300円
機は 械か 式り		100kg以下	500円
		250kg以下	900円
		※ 500kg以下	1,500円
棒はかり、直線目盛はかり			250円
分銅、おもり		(1個)	10円

注：精密な調剤用などの電気式はかりで、ひょう量と1目盛（最小目量又は感量）の比が1万分の1未満のはかりの手数料は上記料金の2倍となります。

(例) ひょう量150g、1目盛の値10mg(0.01g)の電気式はかりは
 $0.01 \div 150 = 15,000$ 分の $1 < 10,000$ 分の1なので、
 1,400円の2倍の2,800円になります。

※：集合検査では、検査できる能力は300kg以下となります。

お問い合わせ先 新潟県計量検定所 業務課 TEL 0256-36-2244